

一般社団法人日本ゴールボール協会
大会実行委員会規程

(総則)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本ゴールボール協会(以下「協会」という) 大会実行委員会(以下「委員会」という)について定める。

2 委員会は、当協会定款第 40 条に基づく委員会とし、委員会の組織活動はこの規程の定めるところとする。

(目的)

第 2 条 この委員会は、日本ゴールボール選手権大会の成功と円滑な運営を目的とする。

(事業)

第 3 条 この委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大会開催に関する企画・立案、運営
- (2) 広報・マーケティング活動、参加者募集、関係機関との調整
- (3) 予算管理、会計、物品調達
- (4) その他、大会運営に必要な一切の業務

(構成)

第 4 条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- 一. 委員長1名
- 二. 副委員長 若干名
- 三. 委員 複数名

2 委員は、関係部会や委員会、有識者の中から、大会運営に必要な専門家や関係者を委員長が選任し、理事会の決議により、会長が委嘱する。

(委員長の選任)

第 5 条 委員長は、理事会が指名し、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第 6 条 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があった場合や、欠けた場合にその職務を代行する。

3 委員は、割り当てられた職務を遂行し、大会の円滑な運営に努める。

(任期)

第 7 条 委員の任期は、委員会の解散日までとする。

(招集)

第 8 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

(議事)

第 9 条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

2 委員会には、必要に応じてオブザーバー(議決権なし)の出席を認めることができる。

3 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

(部会)

第 10 条 委員会に、必要に応じて専門の部門会を設けることができる。

(規定の変更)

第 11 条 本規程は、理事会の決議により変更できる。

(附則)

この規程は、令和 8 年 3 月 9 日から施行する。

